

# 広報 **あみ**

人と自然が織りなす、輝くまち



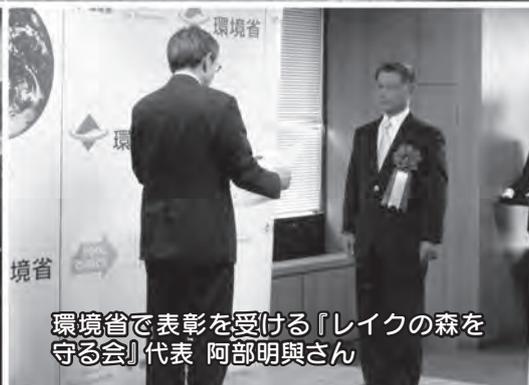
カワツザクラ・ロウバイ・ミスバショウなど  
約 200 本の草木が植樹されました



植樹祭に参加したレイクサイドタウンと「レイクの森を守る会」の皆さん



丸川珠代環境大臣（写真中央）とレイク  
サイドタウンの皆さん



環境省で表彰を受ける「レイクの森を  
守る会」代表 阿部明興さん



2016 **5**  
No.662

平成28年  
4月22日発行

## 主な内容

平成 28 年度の施策と予算……………	2
臨時福祉給付金が支給されます……	8
4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました…	12
紹介します！農業委員・農地利用適正化推進委員…	22
消防団員を募集しています……………	23

## 環境省「みどり香るまちづくり」コンテストで レイクサイドタウンが入賞

4月3日(日)、レイクサイドタウンにおいて、環境省主催のコンテストで入賞しその副賞として贈呈された苗木の植樹祭が行われました。今後、この里山のエリアはレイクサイドタウンおよび「レイクの森を守る会」の皆さんが四季折々の草木の管理・散策路の整備等を継続して行っていきます。

## ●平成 28 年度の施策と予算●

# 『阿見町第 6 次総合計画』による

## 『人と自然が織りなす、輝くまち』の創造

3月の町議会で可決された平成28年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では310億1,651万1千円、前年度比4.7%の増。一般会計予算では168億9,500万円、前年度比9.3%の増となりました。今年度の主な施策と予算をお伝えします。

阿見町長 天田富司男

### 施政方針



金融市場の混乱、景気の先行きに対する懸念があるもの、やや長いスパンで捉えるならば我が国の景気は緩やかな拡大過程にあると見ております。町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は改善が進んでおります。しかしながら、今後は社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、新小学校の建設や老朽化した公共施設の維持修繕や更新等により、相当量の事業費の投入が必要となることから、厳しい財政運営が続くものと認識しております。さらなる行財政改革を進めるとともに、施策の選択と集中による財源の有効活用、国・県からの交付金等の活用、さらには基金の活用により、諸施策を講じてまいります。

第6次総合計画では、町の将来像を『人と自然が織りなす、輝くまち』としています。「織り

### 主な施策の概要

なす」には「細かい要素を組み合わせることで、優れた全体像を成すさま」という意味があります。町民の皆さまとともに「輝くまち」を実現するため、町長として先頭に立ち、断固たる決意を持って進めてまいりる所存であります。議員各位並びに町民の皆様方のお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

新年度の主な施策につきまして、第6次総合計画および地方版総合戦略に位置付けられた『重要プロジェクト』『定住促進』『安全・安心に関する施策』を中心にその概要をご説明いたします。

**①重要プロジェクト**  
町では3つの重要プロジェクトが進行しており、これらを着実に進めてまいります。

本郷地区内の新小学校教育は平成30年4月の開校に向け、工事に着手いたします。

第74回国民体育大会は、平成31年の開催に向けた体制づくりを進め、県および関係団体等との調整のほか、施設整備に向けた測量および設計等、必要となる準備を進めてまいります。

道の駅は、用地の鑑定業務のほか、施設の運営管理を行

う指定管理予定者を定めてまいります。これにより、十分な準備期間を設け、生産者なども参加する運営体制づくりを目指します。

#### ②定住促進

住んでいて良かったと思えるまちづくりを進めることにより、特に若年層の定住を促進し、人口増加につなげてまいります。

#### ▼子育て環境の向上

放課後児童クラブの開設時間および開設日数の拡大を図ります。また、ファミリーサポートセンターの利用料金の軽減を図るとともに学校給食費第三子無償化事業を継続してまいります。

保育環境の充実を目指し、計画的に保育施設の整備を進めてまいります。また、障害児の受け入れ拡大を図る障害児保育事業補助金を新たに始めます。

#### ▼教育環境の向上

将来を担う人材を育成する教育、その場となる優良な教育環境を提供することは町の大切な役目であり、定住促進につながるものと考えられます。

本郷地区の新小学校教育にあたり、周辺の道路整備に引き続き取り組むとともに、放課後児童施設の設計に着手いたします。

既存の学校施設については改修計画に基づき、阿見中学校・本郷小学校にて空調およびトイレ等の改修工事を実施いたします。

また、町内小中学校の教育用コンピュータを更新いたします。

さらに、少子化の進展に伴い児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童生徒数が急増し、教室が不足しています。このため、望ましい教育環境を確保するために『阿見町学校再編基本計画』にもとづく再編を実施してまいります。

▼まちづくり

定住促進に向けては、町の基盤整備も重要となります。

荒川本郷地区では、都市再生機構より譲り受けた土地を活用し、民間事業者による宅地開発を積極的に誘導いたします。

阿見吉原地区では、県が進める阿見吉原土地区画整理事業への支援・協力を引き続き行うとともに、大規模街区の企業誘致を積極的に進めてまいります。

都市基盤の軸となる都市計画道路寺子・飯倉線の整備に向け、用地測量および詳細設計を実施いたします。

上水道・下水道につきましては、まちづくりと連動した計画的な整備を行ってまいります。

▼その他

空き家の利活用に向けた検討を新たに開始するとともに、定住促進・少子化対策の奨励金事業、さらには、都市部の健康な高齢者の移住に伴う土地利用促進と雇用促進が期待されるプ

ラチナタウンの検討のほか、経済的負担が大きい不妊治療費に対する助成を拡大いたします。

③安全・安心

町民の関心が特に高い分野であるとともに、定住促進にもつながる重要な施策となります。これにしっかりと取り組み、安心の実感を高めてまいります。

▼公共施設の安全

町が管理する公共施設の耐震性確保はもとより、適切な維持管理に努め、利用者の事故を未然に防ぐ必要があります。新年度には町民体育館の耐震工事を実施するとともに、天井や照明器具等の落下防止を図る必要から、全中学校および5つの小学校を対象とする対策工事の実設計に着手いたします。また、平成25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効率的な橋梁の維持修繕を新たに開始いたします。

これらのほか、福祉センターまほろばの防水工事・庁舎の給排水設備工事、さらには防衛省の補助を活用し3ヶ年計画で実施する総合運動公園の改修工事に着手いたします。

しかしながら、維持管理にあてることのできる財源は無尽蔵ではありません。公共施設の維持管理に必要な費用を長期的に把握したうえで、町の対応方針を定める『公共施設等総合管理

計画』を策定いたします。

▼防災

町民とともに防災に関する意識を高めること、訓練をはじめとする活動を継続してまいります。

平成26年度から3ヶ年計画で進めてきた中学校単位での総合防災訓練を竹来中学校地区にて実施いたします。

各地区における自主防災組織育成事業を新たに開始し、自助および共助による防災力の向上を目指します。公助に関しては、計画的に実施している防災備蓄品整備事業、さらには消防水利や消火栓の整備、消防団装備品強化等を進めてまいります。

▼防犯

夜間の交通事故および犯罪の発生を防ぐため、各行政区からの要望を踏まえた必要箇所には防犯灯を新設いたします。

▼医療・健康

救急医療を担う拠点病院である東京医大茨城医療センターに対し、町民ニーズの高い小児医療および救急医療の充実を図るため財政支援を実施いたします。町民の健康課題や対策を見極め、適切な保健指導体制の再構築、データに基づく保健事業の実施に向け、『データヘルス計画』を策定いたします。

④好機を捉えた施策展開

首都圏中央連絡自動車道の延

伸によるアクセス向上は、求職者のさらなる増加・新たな企業進出・転入者の増加を図る好機となります。また、国体開催や道の駅開設を控え、事業者や農業者の機運を高めていく好機にもなります。

▼農業の振興

農業所得の向上・担い手の確保に引き続き取り組みます。産学官連携による新商品開発や新事業創出を目指し、農業の6次産業化を進めます。さらには阿見町産の野菜の価値を高める販路の拡大を目指した『野菜等産地化推進事業』を新たに始めます。

担い手に関しては引き続き農業後継者を支援し、農業者の確保に努めてまいります。

▼商工業の振興

圏央道至近の優位性を活かした企業誘致を県とともに進めます。また地域の消費喚起にもつながらるプレミアム付商品券事業・住宅用LED照明設置補助金交付事業を実施いたします。さらには、新商品開発や中小事業者に対する支援に取り組み、地域経済の活性化・雇用の拡大につなげてまいります。

▼観光の振興

町の観光の現状と課題を整理し、これからの観光振興施策の展開方針推進方法を定める『観光振興計画』を策定いたします。

また、霞ヶ浦湖岸のサイクリング環境の向上を図るため、地方創生加速化交付金の活用や、県や周辺市町村との連携により共通のデザインによる案内標識等の整備を進めてまいります。

⑤人材の活用・育成

町の発展を支える人材や様々な主体の協力が必要となります。町では、町民の活躍の場をつくり、こうした人材を育てるとともにさまざまな主体との連携を進めてまいります。

▼協働・男女共同参画

町の課題解決に向けた協働のまちづくりを前進させる仕組みづくりを引き続き取り組みます。また、男女共同参画センターにおける活動を継続するとともに、『阿見町第3次男女共同参画プラン』策定に着手いたします。

▼教育

総合教育会議において、教育委員会との協議・調整を行うことで教育施策の方向性の共有化を図ってまいります。また、教育に関する基本的な計画となる『教育振興基本計画』・『生涯学習推進計画』につきまして、後期基本計画の策定に着手します。

▼連携

大学等教育機関・民間企業、さらには周辺自治体との連携を深め、効率的かつ質的にも向上した行政サービスを目指してまいります。

# 平成 28 年度 阿見町の予算

平成 28 年度  
予算総額

310 億 1,651 万 1 千円

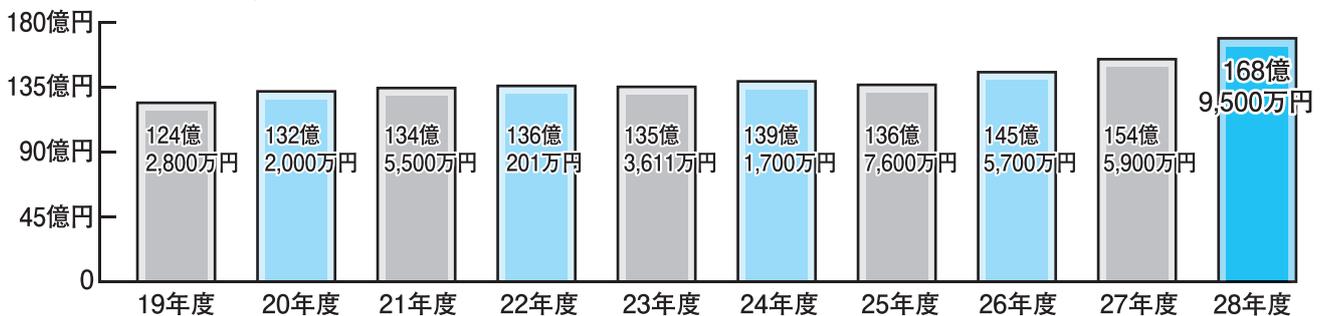
前年度比較 13 億 8,525 万 6 千円 (4.7%) 増

▼内訳

会 計	平成 28 年度予算	平成 27 年度比較
一 般 会 計	168 億 9,500 万円	14 億 3,600 万円 (9.3%) 増
特 別 会 計	124 億 2,700 万円	800 万円 (0.1%) 増
国民健康保険特別会計	61 億 8,300 万円	3,500 万円 (0.6%) 減
公共下水道事業特別会計	22 億 7,600 万円	6,100 万円 (2.6%) 減
土地区画整理事業特別会計	700 万円	200 万円 (22.2%) 減
農業集落排水事業特別会計	1 億 7,400 万円	600 万円 (3.6%) 増
介護保険特別会計	30 億 300 万円	7,000 万円 (2.4%) 増
後期高齢者医療特別会計	7 億 8,400 万円	3,000 万円 (4.0%) 増
公営企業会計 (水道事業会計)	16 億 9,451 万 1 千円	5,874 万 4 千円 (3.4%) 減

● 予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

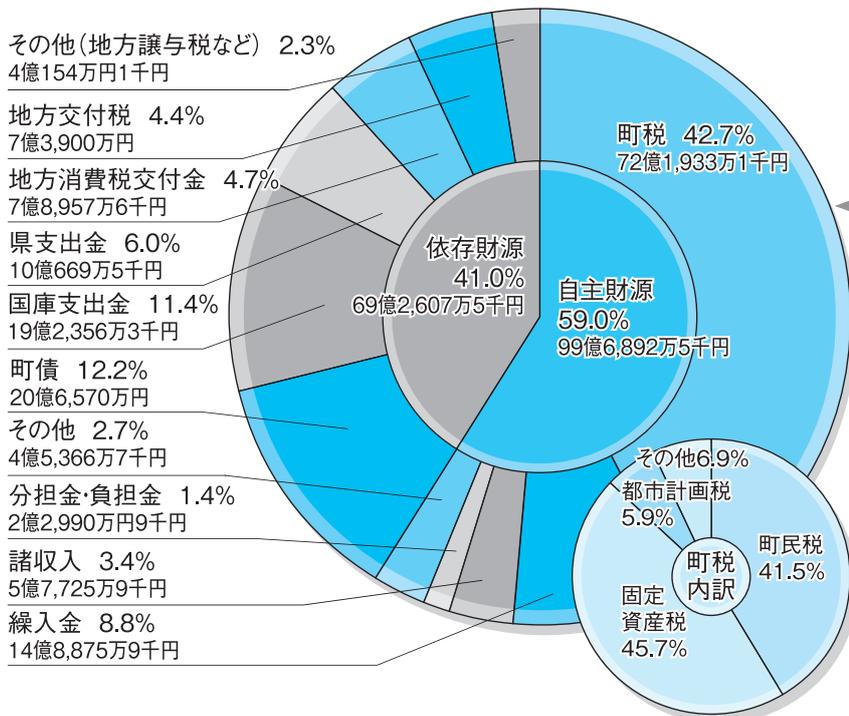
▼一般会計予算の推移



基金の現在高			町債の現在高	
基金等の名称	27 年度末見込	28 年度末見込	27 年度末見込	
財政調整基金	31 億 7,160 万円	19 億 7,139 万 9 千円	27 年度末見込	一般会計 134 億 1,201 万 9 千円
減債基金	3 億 7,310 万円	3 億 7,310 万円		特別会計 80 億 7,485 万 5 千円
その他の基金	22 億 6,951 万 4 千円	20 億 2,029 万 8 千円		水道事業会計 11 億 9,352 万 4 千円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8,000 万円	2 億 8,000 万円	28 年度末見込	合 計 226 億 8,039 万 8 千円
公共下水道整備基金	10 万円	10 万円		一般会計 142 億 71 万 9 千円
介護給付費準備基金	7,636 万 8 千円	7,636 万 8 千円		特別会計 77 億 229 万円
農業集落排水事業債減債基金	9,683 万 9 千円	8,116 万 3 千円		水道事業会計 11 億 6,488 万 4 千円
土地開発基金 (現金)	360 万円	360 万円	合 計	230 億 6,789 万 3 千円
合 計	62 億 7,112 万 1 千円	48 億 602 万 8 千円	※掲載金額は、平成 28 年 3 月 31 日時点での見込みです	

# 予 算

## ←一般会計予算歳入



### ▼自主財源と依存財源

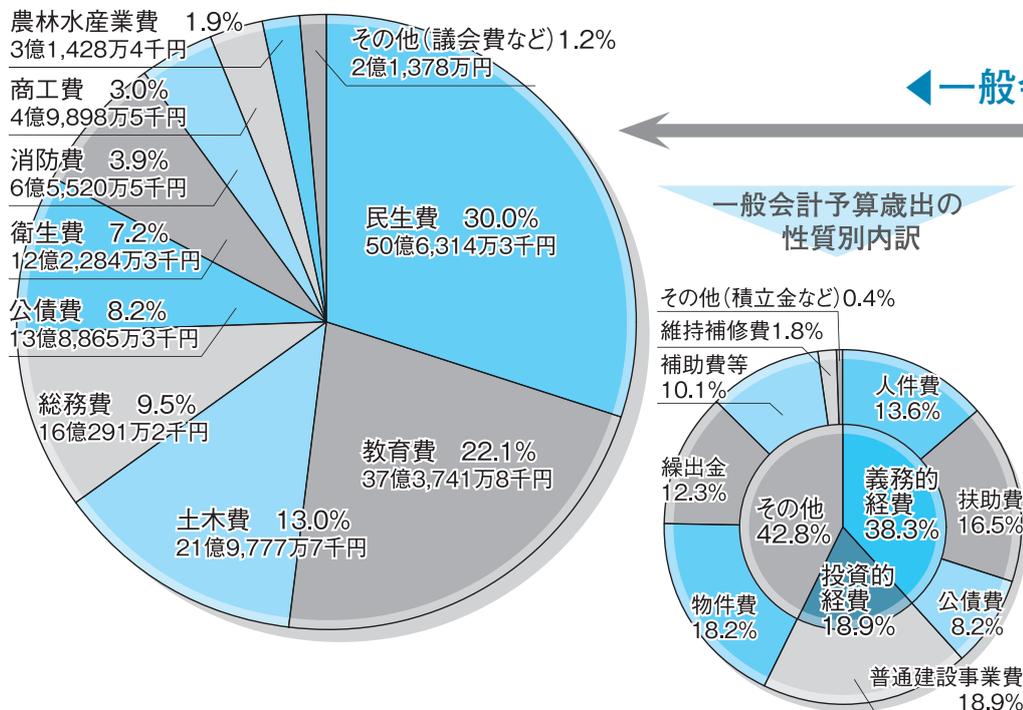
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入などです。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税、国庫支出金、県支出金などです。

自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は家屋・償却資産の固定資産税が増となる一方、地価の下落により土地の固定資産税が減および税率引き下げの影響などにより法人町民税が減となり、72億1千9百万円で、対前年度3百万円(0.0%)の増とほぼ横ばいとなりました。地方交付税は7億3千9百万円で、対前年度1億1百万円(+15.8%)の増となりました。国庫支出金は、新小学校建設に伴う国庫補助金の増などにより、19億2千4百万円で、対前年度2億5千3百万円(+15.1%)の増となりました。繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金および新小学校建設の財源としての公共公益施設整備基金繰入金の増により、14億8千9百万円で、対前年度2億4千8百万円(+20.0%)の増となりました。町債は、新小学校建設の財源としての学校施設整備事業債の増などにより、20億6千6百万円で、対前年度6億4千百万円(+44.9%)の増となりました。

## ←一般会計予算歳出



総務費では、事業規模の大きかった役場庁舎の耐震改修・防災行政無線放送施設整備が完了したことにより、16億3百万円で、対前年度3億1千2百万円(△16.3%)の減となりました。民生費では、サービス利用者の増加による障害者訓練等給付事業の増などにより、50億6千3百万円で、対前年度6千3百万円(+1.3%)の増となりました。土木費では、道路橋梁の維持補修事業特定地区道路整備事業の増などにより、21億9千8百万円で、対前年度7千9百万円(+3.7%)の増となりました。教育費では、新設小学校整備事業をはじめ、本郷小学校・阿見中学校の空調・給排水改修、町民体育館の耐震改修の増などにより、37億3千7百万円で、対前年度13億8千9百万円(+59.1%)の大幅増となりました。

## 主な事業

### 重点施策

- 3世代同居・近居促進奨励金 1,000万円  
定住促進を図るため3世代同居・近居を奨励
- 第3子以降出産奨励金 1,000万円  
定住促進を図るため第3子以降の子の出産を奨励
- 町内事業所等従業者移住促進奨励金 1,000万円  
定住促進を図るため町内事業所で働く者の転入を奨励

### 人がつながるまちづくり

- さわやかフェア事業 330万5千円  
町の健康・福祉・産業をPRするイベントを開催
- 集会施設整備事業 738万7千円  
集会施設の新築・修繕への助成
- 男女共同参画センター事業 555万円  
男女共同参画センターを拠点に男女共同参画社会を早期に実現

### 暮らしを支えるまちづくり

- 道の駅整備推進事業 1,763万3千円  
道の駅整備のための不動産鑑定、指定管理予定者の募集など
- (新) 新規就農者支援対策事業 750万円  
新規就農を目指す青年等の農業経営を支援
- (新) 農業ヘルパー活用事業 200万円  
農業ヘルパー制度を活用した農家等への助成
- (新) 観光振興計画策定事業 559万6千円  
現状分析を反映した効果的かつ効率的な観光振興計画の策定
- 道路橋梁維持補修事業 3億8,591万6千円  
町道の維持・修繕、街路樹の管理など
- 道路新設改良事業 2億2,937万3千円  
生活道路の新設改良や排水整備、歩道整備等の危険箇所の改良
- 特定地区道路整備事業 1億2,260万3千円  
荒川本郷地区の市街地形成に必要な道路の整備
- 都市計画道路寺子・飯倉線整備事業 3,381万円  
都市計画道路寺子・飯倉線整備のための用地測量、詳細設計など

### 人を育むまちづくり

- 障害者介護給付事業 4億5,297万6千円  
障害のある人に必要な福祉サービスの提供
- 医療給付事業 3億7,078万6千円  
小児・妊産婦・ひとり親家庭の母子および父子、重度心身障害のある人に対する医療費の一部助成
- 地域型保育事業 7,156万3千円  
待機児童解消等を目的とした家庭的保育事業の充実、小規模保育事業所の認可・運営費支援
- 放課後児童健全育成事業 7,136万4千円  
放課後児童クラブの開設時間・開設日数を拡大
- 不妊治療費助成事業 350万円  
特定不妊治療(体外受精・顕微授精)への助成
- 予防接種事業 1億1,304万円  
感染症の予防のための知識の普及、予防接種の勧奨
- 学校施設改修事業 4億3,179万6千円  
本郷小学校設備改修工事(トイレ改修・エアコン設置)など
- 新設小学校整備事業 13億1,216万2千円  
本郷地区新小学校の建設工事
- (新) 総合運動公園体育施設改修事業 4,138万4千円  
総合運動公園内の老朽化した施設や設備を改修
- 町民体育館耐震補強事業 1億2,525万4千円  
町民体育館の耐震補強工事を実施

### 安全・安心のまちづくり

- (新) 空き家等対策計画策定事業 1,107万6千円  
現状分析を反映した総合的かつ効果的な空き家等対策計画の策定
- (新) 自主防災育成ワークショップ事業 547万9千円  
自主防災組織の育成を計画的に実施
- 住宅用LED照明設置補助金交付事業 1,000万円  
住宅用LED照明設置への補助
- 公共下水道整備事業 9億8,358万8千円  
下水道管渠整備、荒川本郷調整池整備

# 腹部超音波検診 (集団健診)

## 申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係 ☎888-2940



下記の日程で腹部超音波検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

**今年度人間ドックや医療機関健診で受診される場合はお申し込みできません。**

※対象年齢は平成 29 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40 歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000 円

### ■ 検診日程

期 日	場 所	受付時間 (各日)
8 月 10 日 (水)	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』	① 午前 7 時～ 7 時 30 分 ② 午前 8 時～ 8 時 30 分 ③ 午前 9 時～ 9 時 30 分 ④ 午前 10 時～ 10 時 30 分
8 月 22 日 (月)		
8 月 24 日 (水)		
9 月 5 日 (月)		
9 月 12 日 (月)		
9 月 13 日 (火)		
9 月 14 日 (水)		

### ■ 注意事項

- 検査が終了するまでは、ご飲食ができません
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
  - ▼ 現在、肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の病気を治療中または経過観察中の人
  - ▼ 自覚症状がある人
  - ▼ 毎回、結果が要精密検査となる人

### ■ 申込期間

**5 月 26 日 (木) まで (必着)**

※お申し込みされた人には 7 月上旬に、ご案内をお送りします

### ■ 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 右記申込用紙の 1～5 をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記に申し込む
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館し、所定の用紙に記入し、申し込む  
※ファクスや電話による申し込みはできません  
※希望された日時が定員を超えた場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください (先着順ではありません)。なお、毎年初日に希望が集中する傾向があります

▼ 申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課 (総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

### ■ 腹部超音波検診申込用紙

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日 (年齢)	※平成 29 年 3 月 31 日時点の年齢 大正・昭和 年 月 日 ( 歳)
4. 電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ( )
5. 希望日時	第 1 希望: 月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時 30 分 ・ いつでも可
	第 2 希望: 月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時 30 分 ・ いつでも可

# 臨時福祉給付金

## が支給されます

社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (161)

### 平成 27 年度 年金活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け)

平成 27 年度に臨時特例給付金 (6,000 円) を受給した人で、平成 28 年度中に 65 歳以上になる人に 30,000 円の支給を新たに行うものです。これは国が「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低年金の高齢者を支援し、平成 28 年度前半の個人消費の下支えに資するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け) を支給するものです。

#### ■支給対象者

▼平成 27 年度臨時特例給付金を受給している人  
年齢が平成 28 年度中(平成 29 年 3 月 31 日まで)に 65 歳以上(生年月日が昭和 27 年 4 月 1 日以前)の人

▼平成 27 年度臨時特例給付金を受給していない人

①平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当する人

#### 平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給要件

- ①基準日(平成 27 年 1 月 1 日)に阿見町の住民基本台帳に登録されている人
- ②平成 27 年度分の住民税が課税されていない人
- ③ご自身を扶養している人が、平成 27 年度分の住民税が課税されていない人
- ④生活保護を受給していない人

②年齢が平成 28 年度中(平成 29 年 3 月 31 日まで)に 65 歳以上(生年月日が昭和 27 年 4 月 1 日以前)の人

▼申告が必要な人

- ①遺族年金・障害年金の受給者で、町内在住の人の扶養に入っておらず、確定申告または住民税申告をしていない人
- ②遺族年金・障害年金の受給者で、町外の人扶養に入っている人で、確定申告または住民税申告をしていない人
- ③誰の扶養にも入っておらず、確定申告または住民税申告をしていない人

#### ■支給対象者外の人

- ▼住民税が課税されている人
- ▼住民税が課税されている人の税法上の扶養になっている人

▼生活保護受給者

▼中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

#### ■給付額

支給対象者 1 人につき 30,000 円(支給は 1 回)

#### ■申請手続き

平成 27 年 1 月 1 日において住民登録している市区町村が申請先になります。

※ 1 月 2 日以降に転出・転入されている場合は、1 月 1 日に住民登録している市区町村にお問い合わせください

#### ■受付期間

- ① 4 月 15 日に申請書を発送しました  
※ 発送時期は市区町村により異なります
- ② 受付期間: 4 月 15 日(金) ~ 7 月 15 日(金) まで

#### ■申請から支給までの流れ

- ① 4 月 15 日に支給対象者(町外も含む)へ申請書を送付します
- ② 申請書に必要事項を記入いただき、同封の返信用封筒に封入し、ポストに投函してください  
※ 課税状況または申告状況等の確認が取れない人については、返信用封筒は同封されておりません
- ③ 町で支給審査を行い、支給対象者の人へ支給決定通知を送付します
- ④ 決定通知送付月の月末にご指定口座に給付金が振り込まれる予定です

## 平成 28 年度 臨時福祉給付金・年金活者等支援臨時福祉給付金

平成 27 年度臨時福祉給付金とは別に、新たに平成 28 年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金を下記のとおり支給します。

### ■支給対象者

#### ①臨時福祉給付金

- ▽基準日（平成 28 年 1 月 1 日）に阿見町の住民基本台帳に登録されている人
- ▽平成 28 年度分の住民税が課税されていない人
- ▽ご自身を扶養している人が平成 28 年度分の住民税が課税されていない人
- ▽生活保護を受給していない人
- ▽中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

#### ②年金生活者等支援臨時福祉給付金

上記①臨時福祉給付金の支給対象者で障害年金または遺族年金を受給している人

※平成 27 年度年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した人は、平成 28 年度年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給することはできません

### ■給付額

#### ①臨時福祉給付金

対象者 1 人につき 3,000 円 ※支給は 1 回のみ

#### ②年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者 1 人につき 30,000 円 ※支給は 1 回のみ

### ■申請手続き

平成 28 年 1 月 1 日において住民登録している市区町村が申請先となります。

※1 月 2 日以降に転出・転入されている場合は、1 月 1 日に住民登録している市区町村にお問い合わせ

わせください。

### ■受付期間

- ①申請書の発送 8 月中旬（予定）  
※発送時期は市区町村により異なります
- ②受付期間：申請書送付後 6 か月間（予定）

※平成 28 年度臨時福祉給付金・平成 28 年度年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給手続きについての詳細は、回覧・広報・町ホームページ等で周知いたします

### ■配偶者からの暴力を理由に避難している人への対応

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日（平成 28 年 1 月 1 日）時点で住民票を移すことができない人で、一定の要件を満たす場合は、事前申出期間中に、現在、実際にお住まいの市区町村に申し出ていただいたうえで、申請をすることにより給付金を受け取ることができます。手続きの完了後は、配偶者等から臨時福祉給付金の申請はできません。

※事前申出による申請を行う前に、配偶者等からの申請により、既に支給している場合は事前申出による申請受付はできません。

### 制度に関するお問い合わせ

給付金の制度に関する一般的なお問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

**厚生労働省『臨時給付金ダイヤル』 ☎ 0570-037-192**

時間：午前 9 時～午後 6 時 ※土・日・祝日を除く。ただし、7 月 31 日（日）までは土・日・祝日も開設しています

### 申請方法に関するお問い合わせ

給付金の申請方法に関するお問い合わせは、下記にお問い合わせください。

**阿見町役場社会福祉課 ☎ 888-1111(709)**

時間：午前 9 時～午後 5 時 15 分 ※土・日・祝日を除く

# 子育て支援事業 の取り組み



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117・119)

## 町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。平成27年4月から公立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所で保育事業を実施しています。

それぞれ特色が異なりますので、希望施設を決定される際には事前に見学されることをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-1	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	190人	生後3か月～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3人	生後6か月～2歳
おとまーち		中郷 2-20-4	090-3699-7784	3人	

※認定こども園の定員には、教育（幼稚園）部分を含みます

### ▼開所（園）時間

保育短時間8時間、保育標準時間11時間を各施設で設定しています。11時間以上開所（園）している施設（延長保育）や保育短時間のみの施設もあります。

## 民間託児施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

実施場所	託児所・チャーミー（福田 2404-2）
問合せ	☎ 889-4321

## 一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事等で受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童</li> <li>▼私立保育園・幼保連携型認定こども園: 満1歳以上から就学前までの児童(別途条件を設定している場合もあります)</li> <li>▼小規模保育事業所: 生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで)</li> </ul>
利用料金	児童1人あたりの料金(食事・おやつ代含む) ▼公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園: 2,000円 ▼小規模保育事業所児童: ①生後6か月～1歳未満 2,500円 ②1歳以上～3歳 2,000円
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼公立保育所                         <ul style="list-style-type: none"> <li>▽利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1ヶ月前から可能)</li> <li>▽初回利用の場合は利用の前に面接が必要です</li> <li>▽予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します</li> </ul> </li> <li>▼私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所                         <ul style="list-style-type: none"> <li>▽各実施場所にお問合せください</li> </ul> </li> </ul>
問合せ	各実施場所にお問い合わせください

## 病後児保育事業

病後児保育とは、病気や怪我の回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などのやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ①町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している児童 ②4月2日時点で1歳に到達している児童
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください</li> <li>▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります</li> <li>▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください</li> </ul>
問合せ	各実施場所にお問い合わせください ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678

## ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

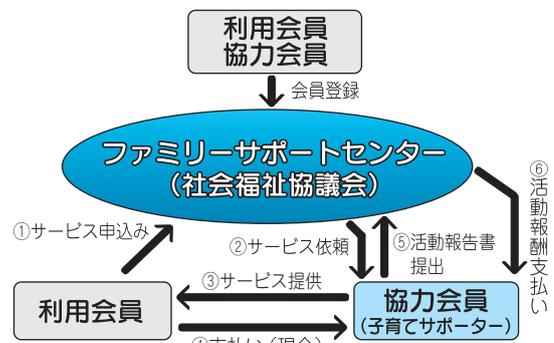
### ▼サービスの内容

- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気、通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

### ▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は1時間分となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

4月1日から

# 『障害差別解消法』が施行されました

町では、平成27年3月『阿見町第3次障害者基本計画・障害者福祉計画』を策定し、障害者の人権を尊重するため、障害者や関係者その他町民全体に障害者差別解消および障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのさまざまな施策の推進および啓発に取り組んでいます。

社会福祉課 ☎888-1111 (164)

## 『障害者差別解消法』が4月1日から施行されました

### 『障害者差別解消法』とは？

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方の公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現につなげることを目的としています。

### 対象となる障害のある人

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・その他の心身の機能の障害がある人で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態の人（障害者手帳を持っていない人も対象となります。）

### 社会的障壁とは？

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものをさします。具体的には、通行の支障となるものや利用しにくい設備・施設・利用しにくい制度、障害のある人を意識しない習慣・文化・障害のある人の偏見などです。

### 『障害者差別解消法』のポイント

障害を理由とした差別解消のため、障害のある人に対する「不当な差別的な取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

対象機関等	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取り扱い禁止	法律的義務（障害者に対し合理的配慮を行わなければならない）
民間事業者 （個人的事業者・NPO法人等も含む）		努力義務（障害者に対し合理的配慮を行なうよう努めなければならない）

### 不当な差別的扱い

不当な差別的扱いとは、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけたりすることです。

#### ●具体的な事例

- ▼お店に入ろうとしたら、車いすを利用することを理由に入店を断られた
- ▼アパートやマンションを借りようとして障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった
- ▼障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断られた

### 合理的配慮の不提供

合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行わないこと

●具体的な事例

- ▼交通機関を利用したいときに、どの乗り物に乗ったらいいかわからないので職員に聞いたが、分かるように説明をしてくれなかった
- ▼災害時の避難所等で聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった
- ▼車いすの使用・補装具の使用・盲導犬や介助犬を同伴していることなどを理由として、正当な理由なく差別的行為を受けた

■合理的配慮の具体的例

- ▼車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすること
- ▼視覚障害のある人に書類など内容を読み上げながら説明すること
- ▼聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること

『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』（茨城県）

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる茨城県づくりをめざし、『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』が平成27年4月1日に施行されました。この条例は、差別を解消するための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳および権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

町では、「障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある生活を営むことができる町」を目指して、各種施策を実施していきます。

■町民および事業者の役割等

●役割として次のことに努めなければなりません

- ▼障害のある人が地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう支援すること
- ▼障害についての理解を深め、差別を解消すること
- ▼障害のある人が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること



●差別とは？

- ▼障害のある人が障害があることを理由として、不当な差別的取り扱いを受けて権利を侵害されること
  - ▼社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしない
- ※社会的障壁…日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念、その他一切のもの
- ※合理的配慮…障害のない人と実質的に同等の生活を営むために、求めに応じて必要かつ適切な現状の変更または調整を行うこと（負担が過重になるものを除く）

相談窓口の設置『茨城県障害者差別相談室』



障害者が差別を受けた場合には、本人やその家族が、電話・ファクシミリまたは直接以下の相談窓口にご相談をすることができます。

●相談窓口『茨城県障害者差別相談室』

専門の相談員が相談を受け付けます。差別を解消するため、助言やあっせんを県知事に求めることができますのでご相談ください。個人情報については秘密を厳守します。

- ▼時間：午前9時～午後4時 ※土・日・祝日・年末年始を除く
- ▼場所：〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階
- ▼電話番号：029-246-6049
- ▼ファクシミリ：029-246-6048（様式は自由）

●問合せ

県保健福祉部障害福祉課 ☎029-301-3357

# こんなときには申請を… 国保の給付

# 国保

国保税  
納めて安心  
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

**国** 国保被保険者（加入者）が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

## 高額療養費

### 70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…  
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます。

### 同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…

同一世帯で同じ月内に2万1千円（町民税非課税世帯も同額）以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。

### 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…

一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変

わります。

### 自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▽病院・診療所ごとに計算
- ▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

### 70～74歳の人

外来（個人単位）の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページの表『外来＋入院（世帯単位）』の限度額までとなります。

### 自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70～74歳の人を合算
- ▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象

とならないものは除く

### 申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書（はがき）が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書（該当診療月分）・金融機関の口座番号の分かる書類（口座振込で支払いとなるため）を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できませんのでご注意ください。

### 医療費が高額なときは

#### 限度額適用認定証

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示することで、一つの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

- ▽交付条件：所得申告がされている・国保税に滞納がない
- ▽必要なもの：申請する人の

国保の保険証・身分証（運転免許証等）・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）も併せて持参してください

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です

**\*高額な治療が長期間必要なときには…厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部：人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円（人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の※上位所得者は2万円）までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには、『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です**

**※上位所得者とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が600万円超の世帯にいる人を指します**

**高額療養費の所得区分と自己負担限度額**

● 70歳未満の人の所得区分

▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人

▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万超～901万円の世帯にいる人

▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万超～600万円の世帯にいる人

▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人

▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人

● 70～74歳の人の所得区分

▽現役並み所得者：同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。

ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満

の場合は、申請することによって「一般」の区分になります  
※このほか国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合には、その人も含めて区分の判定をします

▽一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人

▽低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人（低所得者Ⅰ以外の人）

▽低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯にいる人



▼ 自己負担限度額

70歳未満			
所得区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 ※1
ア	901万円超	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた分の1%	140,100円
イ	600万超～901万円以下	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超～600万円以下	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

70～74歳 ※2		
所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円 ※1）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 過去12か月以内に、4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2 75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります（各月1日生まれを除く）

# 申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

## 国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

### 『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

### 申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除等の遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなりました。

### 所得枠

118万円(本人所得)▼  
扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼  
社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の方が対象です。

### 申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。  
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

### 持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合不要)  
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ、書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し  
▼昨年または今年、会社等を

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

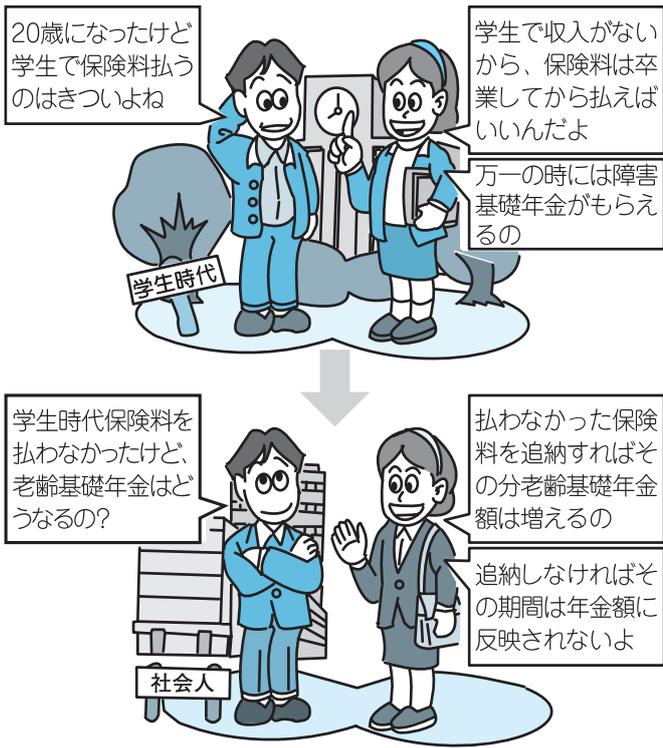
### 承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

### 土浦年金事務所から

5月の休日開庁日  
日時 5月14日(土)午前9時30分～午後4時  
問合せ 土浦年金事務所  
☎825-1170



# ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

## 環境を守り育むまちづくり

廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0091

### 町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼期日 5月29日(日) ※雨天予備日 6月5日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼平成27年度の実績(2回実施の合計) ごみの回収量:16.13トン、延べ参加人数:22,108人

### 家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月29日(日) ※雨天予備日 6月5日(日)

▼回収手順

- ①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するが、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません▼回収した天ぷら油は、にわとりの飼料などに再利用されます

▼平成27年度の実績(2回実施の合計) 油の回収量:1,846リットル



▲天ぷら油回収の様子

### 住宅用LED照明設置補助金制度のご案内

町では、照明の省エネルギー化の促進による地球温暖化対策を目的として、住宅用LED照明の購入設置者に対し補助金を交付しています。補助は一世帯につき1回限りです。まだ補助を受けていない人は、この機会にぜひご利用ください。

▼対象者 世帯主(町に住民登録をしていること)

▼申請条件 次の全てを満たしていること ①町税を滞納していないこと ②対象者が過去にこの制度の補助を受けていないこと ③未使用の物かつ固定式の照明であること(イルミネーション・ランタン等は対象外) ④町内電気店等から購入設置した住宅用LED照明であり、費用の合計が4,000円以上のも

▼補助額 補助率2分の1(補助金の千円未満は切捨て) ※上限2万円

▼申請方法 次の①～⑤を持参のうえ、役場2階環境政策課で手続きをしてください

- ①補助金交付申請書(申請時に窓口で記入可)
- ②領収書の写し
- ③設置後の写真(各か所1枚)
- ④印鑑
- ⑤世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの

▼問合せ 環境政策課 ☎888-1111(252)

# 軽自動車税 減免手続き・税率改正

(平成 28 年度以降)

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (156)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免(免除)を受けられる制度があります。

## ■障害者減免

4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

### ▼対象となる障害等級

- ① 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ② 戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③ 精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④ 療育手帳 判定がAまたはA

### ▼対象となる運転者

- ① 障害者本人
- ② 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③ 常時介護している人(障害者のみの世帯または70歳以上の人もしくは未成年者と障害者のみで構成される世帯が所有する車両を週に3日以上介護している人)

※減免申請できるのは障害者一人につき、普通自動車を含めて一台に限ります

※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

## ■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」などの記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

## ■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両

※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

### ▼申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(火)】までです。軽自動車税納税通知(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証・納税義務者の認印・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

## 対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。

■軽自動車税の税率改正

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

平成28年度以降税率が変更になります。

種別		平成27年度以前	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの (ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	1,200円	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	二輪のもの	1,600円
		四輪のもの	1,000cc 以下のもの
	その他のもの (フォークリフト等)		1,000cc 超のもの
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの (側車付のものを含む)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	4,000円	6,000円

■軽自動車 (四輪以上および三輪)

- ①平成27年3月31日以前に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります。
  - ②平成27年4月1日以降に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度から改正後の税率になります。
  - ③毎年4月1日現在で初度検査 (新規登録) から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税率になります。
- ※ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません。

種別		①平成27年3月以前に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正前税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			②平成27年4月以後に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正後税率)	③初度検査から13年を経過したもの (重課税率) 平成28年度から	
軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円	

●グリーン化特例 (軽課税率)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度登録 (新規登録) を受けた四輪以上および三輪の軽自動車で排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両 (新車に限る) は、平成28年度分限り軽自動車税が軽減されます。

種別		電気軽自動車および天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) (軽課税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)	平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)	
軽自動車	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	

# 消費者コーナー

## 『町消費生活センターだより』 28年度・第1回



### 平成 27 年度の消費生活相談状況

- ▼平成 27 年度の相談受付件数:347 件 ※平成 26 年度は 299 件
- ▼契約者の性別 男:180 人 女:156 人 その他(不明・団体企業):11 件
- ▼契約者の年齢

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	不明	計
4 名	34 名	38 名	64 名	53 名	63 名	51 名	21 名	19 名	347 名

#### ▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	インターネット関連 (有料サイトなど)	79	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼アダルトサイトの年齢確認をクリックしたら、登録完了画面になり、登録料を請求された</li> <li>▼有料サイトの利用履歴があり料金が未納である、今日中に支払わなければ法的手続きをとるとのメールが届いた</li> </ul>
2	融資サービス (投資商品含む)	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼証券会社を名乗り、書類が届いたら連絡が欲しいと電話があった。その後社債勧誘の封書が届いた</li> <li>▼消費者金融から借入したが、借入と返済の繰り返しでいつまでも借金が減らない</li> </ul>
3	修理・補修	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼屋根の瓦がずれていると言われ修理依頼をしたが、修理費用が高額で納得できない</li> <li>▼訪問販売で屋根まわりの修理の契約をした。翌日に工事に来ると言われたが、見積書も契約書も受け取っていない。信用できる業者なのか</li> </ul>

### 慌てずに！電力小売自由化

4 月から電力の小売が全面自由化となりました。どこから購入しても電気の質は同じです。慌てて契約せず、国の登録を受けた事業者から説明を聞き、よく検討してから契約しましょう！

#### 消費者庁からのお知らせ

- 5 月は消費者月間です。今年度のテーマは

『みんなの強みを活かす ～安全・安心な社会に一億総活躍～』

消費者・事業者・行政などの多くの人たちの活躍による安全・安心で豊かな社会を目指します。



問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

# 阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター内の様子

町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動（市民活動）を支援するとともに、町民との協働のまちづくりを推進するための施設です。

## 「アレンジ阿見」

当会は、平成 18 年より、お花の楽しさを知ってほしいとの思いで、町民活動センターを拠点にプリザーブドフラワーとフラワーアレンジメントを行なっています。

プリザーブドフラワーとは、新鮮な生花を脱色後に着色し、それを乾燥させたお花のことです。生きた植物と比べても遜色のない瑞々しい質感と柔らかさがあり、水やりの手間がいらぬことからとても人気があります。フラワーアレンジメントでは、色々なイベントに合わせて季節のお花を使った装花を行なっており、上級者になるとブーケや結婚式場などでメインテーブルを彩る装花も作れるようになります。



▲さまざまな花を使い製作します

当会では、高齢福祉施設の利用者にフラワーアレンジメントを楽しんでもらうため、勉強しております。町民活動センター以外の施設でも活動を予定しております。活動に興味のある人からのご連絡をお待ちしています。

**活動日時** プリザーブドフラワー：毎月第 2 火曜日 午後 1 時～3 時  
 フラワーアレンジメント：毎月第 4 火曜日 午前 10 時～正午  
**活動場所** ともに町民活動センター  
**問合せ** 『アレンジ阿見』代表 小林 ☎090-8874-5936

## 活動報告コーナー

### ●協働のまちづくりに関する講演会を開催しました

3 月 23 日(水)、『平成 27 年度協働のまちづくり講演会』を総合保健福祉会館で開催しました。講演会では、常磐大学コミュニティ振興学部の池田教授を講師にお迎えし『市民協働とボランティアコーディネーション』をテーマに協働事業の進め方について講演していただきました。

当日は、協働事業を実践している団体の代表者を中心に 27 人が参加し、まちづくりの現状をはじめ、ボランティア活動の社会的意義・コーディネーターの重要性・協働を推進するために必要なこと等をミニワークを交えて学びました。



▲参加者は熱心に聞き入っていました

講演会を通して、協働のまちづくり推進を目指した住民と行政との意見交換の機会を望む声が多く挙がりました。今後は町民活動センターが中間支援組織となり、市民活動を支援しながら協働のまちづくりを推進する役割を担っていきます。

次回の「NPO・ボランティア設立・運営勉強会」は、5 月 20 日(金) 実施予定です。市民活動団体の活動日時やその他講座についての情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。

## 紹介します！

# 農業委員・農地利用最適化推進委員

4月1日から農業委員会制度が新しくなりました

農業委員会事務局 ☎888-1111 (186)

### 新たに農業委員・農地利用最適化推進委員が委嘱されました

農業委員会等に関する法律が大きく改正され、4月1日から施行されました。町農業委員の定数は、これまでの20人から10人に変更になり、新たに農地利用最適化推進委員として10人が農業委員会会長から委嘱されました。

#### 農業委員

- ▼これまでの選挙制度から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更されました
- ▼委員定数の過半数は認定農業者となっています
- ▼農地法等の権限事務について審査および決定を行います
- ▼4月4日に開催された臨時総会において、会長に山崎久司氏、会長職務代理者に青山和泉氏が選出されました
- 定数:10人
- 任期:4月1日～平成31年3月31日



下吉原  
青山 和泉



君島  
浅野 敬司



上小池  
小見川 清



飯倉  
小泉 治久



一区  
藤平 清子



上島津  
柳生 利幸



君島  
山崎 久司



中央南  
横張 清彦



中吉原  
吉田 和嗣



大形  
吉田 修夫

#### 農地利用最適化推進委員

- ▼今回の改正により、農業委員会の中に新たにできた制度であり、農業委員会会長から委嘱されます
- ▼農地等の利用の最適化を推進するため、担当地域で担い手農家への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります
- 定数:10人
- 任期:4月1日～平成31年3月31日



上本郷  
大塚 康夫



上条  
栗山 繁



三区上  
齋藤 正義



石川  
中山 進



掛馬  
長沼 一美



廻戸  
野口 裕司



上島津  
柳生 均



下小池  
横田 親雄



福田  
吉田 勉



大形  
渡邊 通

# あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つたわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル（技術）は、自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団の入団については、交通防災課までお気軽にご相談ください。

## ■消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常駐の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、児童を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与 ▼公務災害補償あり
- ▼退職報償金制度（5年以上）あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

## ■消防団のおもな活動

- ▼各種消防訓練・地区の水利点検・放水訓練・出初式・防火防災教室・消防ポンプ取扱い訓練など

## ■消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、交通防災課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である（学生可）③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

## ■消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団（第1～15分団）、各分団から選出された指導員、女性部により構成されています
- ▼町消防団の事務等は交通防災課が行っています



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来

# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

## 『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型(以後『零戦』とする)を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼公開日:開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時間:午前9時～午後4時30分

▼場所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前

※日曜日および祝日は屋外に展示します(雨天強風の場合は除く)



▲実物大で再現された『零戦』

## 『第49回予科練戦没者慰霊祭』の一般開放と参加申込(主催:公益財団法人海原会)

これまで、『予科練戦没者慰霊祭』は招待者のみで開催されていましたが、主催者である公益財団法人海原会では『慰霊祭式典を一般に開放することにより、予科練に対する正しい理解を深めていただき、戦没者慰霊祭の真の姿を認識していただきたい。』という考えのもとに、予科練平和記念館と連携し、下記のとおり慰霊祭を一般に開放することとなりました。

当日は、式典会場への入場口は陸上自衛隊土浦駐屯地の正門ではなく、予科練平和記念館側の出入口を使用します。車でお越しの場合は予科練平和記念館の臨時駐車場をご利用ください。(下図参照)

※公益財団法人海原会とは・・・予科練出身者の慰霊行事・遺書・遺影等を保管・公開して史実を正しく後世に伝承するために活動している団体です

▼期 日:5月29日(日) ※雨天決行

▼時 間:午前10時30分～11時30分  
(入場開始9時から) ※10時25分に会场上空に飛行機が飛来し慰霊飛行が行われます

▼場 所:陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校内『雄翔園』(阿見町青宿121-1)

▼参加料:無料

▼申込方法:事前申込不要。当日直接お越しください。※式典終了後に行われる直会(食事会・懇親会)については参加料・事前申込が必要となります。下記へご連絡ください

▼その他:式典当日は予科練平和記念館を無料開放します

▼問合せ:公益財団法人海原会事務局  
☎03-3768-3351



予科練平和記念館駐車場から見た式典会場の出入口



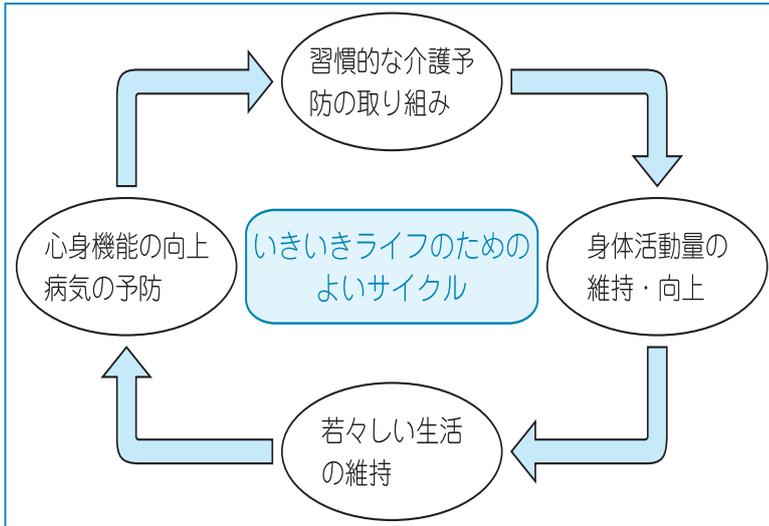
予科練平和記念館臨時駐車場から見た式典会場の出入口付近



# 介護予防に取り組み いきいきとした生活を!



高齢福祉課介護支援係 ☎888-1111(143・144)



高齢になって介護が必要になる原因として病気や老化が関係しています。

介護予防とは、介護が必要な状態になることを未然に防ぐことと、介護を受けるようになってからも、できるだけ身体の機能を維持・向上させるようにする取組みのことです。

生涯にわたってできるだけ自立して、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、毎日の生活のなかで体を動かすようにする、風邪やインフルエンザなどの予防に気をつけるなど、左図のように普段から元気でいられるように心がけることが大切です。

## 介護予防のためのチェックリスト(質問票)の送付と回答のお願い

国では、要支援・要介護認定を受けていない人を対象に、「介護予防のためのチェックリスト(質問票)」を用いて、そのご回答から介護予防の必要状況を判定し、介護予防が必要と判定された人にご本人の状態に合わせた介護予防教室をご案内する取り組みを進めています。

町では2か年(平成27年度～平成28年度)に分けてチェックリストを送付しています。今年度に対象となるのは、下記①②の両方に該当する人です。

### ▼平成28年度「介護予防のためのチェックリスト」送付の対象者

①対象地区	▼朝日中学校区 ▼北・宿・西方・鈴木・三区上・三区下・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山・福田・一区南・一区北・上郷
②対象年齢	平成28年度に66歳～89歳を迎える人

いつまでも元気で暮らしていくためには老化のサインをいち早く見つけることも大切です。

チェックリストが届いた人は、ぜひご記入・ご返送ください。

- 問合せ先 町地域包括支援センター(総合保健福祉社会館「さわやかセンター」内) ☎887-8124  
高齢福祉課介護支援係 ☎888-1111(143・144)

### 〈広告欄〉

**住まいのことなら 美都住建へ**

家の耐震等が心配という方には、当社のホームヘルプ耐震診断士が無料でアドバイスをさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した耐震耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10  
**TEL.029-842-7196**  
**(株)美都住建** 【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

もっと楽しく快適に! **リフォームしませんか?**

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After

美都和 LIXIL リフォームショップ

茨城県知事免許(4)第5548号 阿見町中央1-5-32  
**TEL.029-891-2200**  
**(有)美都和**

# まちの できごと

# インフォメーション

## 茨城かすみ農協から 交通安全帽子寄贈

3月14日、茨城かすみ農業協同組合から、今年度入学した町内小学校の新1年生に黄色の交通安全帽子が寄贈され、4月7日に行われた入学式において配付されました。交通安全帽子は、児童が安全に登下校できるような活用にさせていただくとともに、交通安全への意識啓発に役立てさせていただきます。ありがとうございます。



## (株)常陽銀行から 防犯ブザー寄贈

3月30日、株式会社常陽銀行阿見支店・荒川沖東支店から、今年度入学した町内小学校の新1年生にLEDライト付き防犯ブザーが寄贈され、4月7日に行われた入学式において配付されました。防犯ブザーは、防犯意識の高揚、防犯対策の充実のために活用させていただきます。ありがとうございます。



## 募集「農業ヘルパー」登録者 募集

町では「町農業ヘルパー制度」を開始します。この制度は、農業ヘルパーとして農作業に従事したい町民と農作業を手伝ってほしい農家が「町農業ヘルパー推進センター（役場農業振興課内）」に登録し、農業ヘルパーを雇用しようとする農家が登録情報に基づき、雇用条件等の交渉を直接農業ヘルパーと行い雇用契約を締結する制度です。

- ▼対象 町内在住者 ※登録者は登録時に町で指定した傷害保険に加入
- ▼申込方法 農業ヘルパーを希望する人は電話で左記にお問い合わせください
- 農業振興課 ☎ 88811111 (1883)

## 町農業委員会から お知らせ 農地法許可申請受付の 期間等変更

農地法に基づく各種許可申請書の提出日および申請の審査を行う農業委員会定例総会の開催日が7月以降、左記のとおり変更になります。

- ▼変更後の期日 ▼申請書提出期間：毎月21～25日 ※25日が閉庁日の場合、直前の開庁日まで ▼定例総会開催日：毎月10日 ※土日・祝日を除く
- 農業委員会 ☎ 88811111 (185・186)

## お知らせ 子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なときに看護師がアドバイスします。

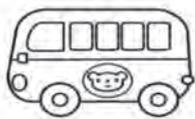
- ▼相談時間  
月～土：午後6時30分～翌朝午前8時  
日曜・祝日：12月29日～1月3日：午前8時～翌朝午前8時
- ▼電話番号  
プッシュ回線の固定電話：携帯電話 ☎ #80000 (短縮ダイヤル)
- ▼全ての電話から ☎ 029125419900
- 県医療対策課 ☎ 029130113186

## 募集 JICA「青年海外協力隊」等 ボランティア募集

独立行政法人国際協力機構（JICA）では「青年海外協力隊」「シニア海外ボランティア」を募集しています。

- ▼申込期間 5月9日(月)まで
- 独立行政法人国際協力機構 ☎ 03-5226-9813

〈広告欄〉



## 阿見みどり幼稚園 〈未就園児教室のご案内〉

来年就園予定の年少・3歳児 (H25.4.2～26.4.1生)  
年中・4歳児 (H24.4.2～25.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう！

※お問い合わせ頂いた方には、ご案内状を送付させていただきます。

5月～7月で3～4回位予定！  
参加費用は無料です。



☆阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471☆

**募集** 『グリーンカーテン講習会』  
参加者募集

アミエコクラブと環境政策課の共催による『グリーンカーテン講習会』の参加者を募集します。

▼期日 5月20日(金)

▼時間 午前10時から

▼場所 中央公民館1階多目的室

▼講師 高津勇氏

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 5月9日(月)～13日(金)

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼その他 参加者に苗をプレゼントします

■環境政策課 ☎888-1111(251)

**募集** 『スクエアステップ教室(体操教室)』参加者募集

認知症予防・体力アップに効果がある今話題のスクエアステップを取り入れた楽しい教室です。

▼期日 6月7日・14日・21日、7月5日・12日・19日の火曜日(全6回)

▼時間 午前10時～11時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼対象 次の要件をすべて満たす人  
▼町内在住で65歳以上

▼要介護認定を受けていない

▼医師から運動を制限されていない

▼参加料 無料

▼申込期間 5月19日(木)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

**募集** 『手話奉仕員養成講座』受講者募集

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、左記のとおり講座を開催します。

●入門課程

▼日時 6月9日～平成29年3月2日の木曜日 午前10時～正午(全28回)

▼場所 土浦市総合福祉会館講義講習室(土浦市大和ウララ2ビル4階)

▼内容 日常生活程度の手話表現の習得

▼対象 町内在住・在勤で手話学習経験のない人

●基礎課程

▼日時 6月8日～平成29年3月1日の水曜日 午後7時～9時(全30回)

▼場所 土浦市四中地区公民館(土浦市国分町)

▼内容 より高度な手話表現技術の習得

▼対象 町内在住・在勤で入門課程を修了した人または手話講習会の受講経験のある人(手話の読み取りや手話による日常会話ができる人)

●募集人数 各5人(申込多数の場合は抽選)

●参加料 無料(テキスト代は自己負担)

●申込期間 5月20日(金)必着

●申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望課程・具体的な手話講座の受講経験を記載し、往復はがきで左記に郵送する

〒300-0392 阿見町中央1-1-1 社会福祉課 ☎888-1111(164)

**募集** シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会

県では『シルバーリハビリ体操指導士』の養成を行っています。

▼期日 154コース：6月2日(木)～23日(木)の毎週月・木曜日 ※6月9日(木)は休み

▼時間 午前10時～午後3時45分(初日と2日目は午前9時45分開講)

▼場所 県立健康プラザ(水戸市笠原町)

▼対象 次のすべての条件を満たす人  
▼県内在住  
▼60歳以上  
▼常勤の職に就いていない  
▼認定後に地域でボランティア活動をを行うことができる

▼講習会全日程に参加できる

▼受講料 無料

**募集** 町シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 5月10日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

**お知らせ** おわびと訂正

『広報あみ』4月号通常版表紙『本郷春の音楽祭(3月6日開催)』の表記で『女声合唱団 コール・アミ』とあるのは『すずらん』の誤りです。  
おわびして訂正します。

■生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

# 広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
\*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所  
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹  
阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382  
コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
JA あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)  
(平日 午前9:00～午後6:00)  
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
・面談は、事前のご予約が必要です。

## ●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

# 0120-131-813

## ●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で [t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp) 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

## ●定例相談●

### 人権相談／行政相談

日時 5月12日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階305会議室  
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

### 教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分  
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約  
場所 総合保健福祉会館相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

### 交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	総合運動公園 ☎ 889-2788
阿見消防署 ☎ 887-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	町民活動センター ☎ 888-2051
上下水道課 ☎ 889-5151	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	消費生活センター ☎ 888-1871
中央公民館 ☎ 888-2526	町民ダイヤル(休日当番医 ・定例相談等のテレホンサ ービス) ☎ 887-6600
君原公民館 ☎ 889-1363	
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

## ●人口と世帯●

- 総人口 47,438人 (- 45) ▽4月1日現在
- 男性 23,437人 (- 13) ▽常住人口ベース
- 女性 24,001人 (- 32) ▽( )内は前月比
- 世帯数 18,820世帯 (+ 36) ▽情報広報課調べ

### 5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(火)

### 6月の納税等

町・県民税(1期)  
介護保険料(2期)

納期限 6月30日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	117件(327)
出場件数 178件(486)	交通事故	19件(50)
	一般負傷	22件(48)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	20件(61)
	合計	178件(486)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店